

【岩手県における地域協議会モデル会議の取組状況】

1．岩手県の概況

人口：1,283,390人（H26.12 現在推計人口）

面積：15,257 km²（都道府県で2番目）

県庁所在地：盛岡市

市町村数：33市町村

| 障害者手帳所持者数（H26.3 末現在） | 岩手県 | 全国 |
|----------------------|---------|---------|
| 身体障害者手帳 | 55,944人 | 525.2万人 |
| 療育手帳 | 11,211人 | 94.1万人 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 7,242人 | 75.1万人 |

2．障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例

（1）条例制定の経緯及び障害者差別の解消に関するこれまでの取組内容

障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例（以下「共生条例」という。）は、障がい当事者や障がい者団体の関係者等14人で構成する「障がい者への差別をなくすための岩手県条例の制定を進める会」から県議会に提出された請願の採択を契機として、県議会の議員により条例案が検討され、平成22年12月定例会で議員提案条例として議決され、平成23年7月1日から施行されています。

条例では、県の責務として「障がいについての県民の理解の促進」及び「障がい者に対する不利益な取扱いの解消」に関する施策を策定し実施すること（第4条）とし、県が取り組む事項として、県は、障がいのある人に対する不利益な取扱い及び虐待に関する相談に応じ、これに対応する助言及び調整等必要な措置を講ずることとされています。

これまで、不利益な取扱いに関する相談窓口の設置（市町村社協）、困難事例を調整するための検討機関の設置（広域振興局等（県の出先機関）ごとに地域調整会議、県障害者施策推進協議会に障がい者不利益取扱調整部会）、不利益な取扱いに関する相談対応の手引きを作成し関係者に配布、虐待に関しては、条例施行時には在宅の障がい者に対する虐待は市町村、施設利用者に対する虐待は振興局で対応することとした（県ガイドライン策定）が、障害者虐待防止法施行（H24.10.1）後は法に基づき対応しています。

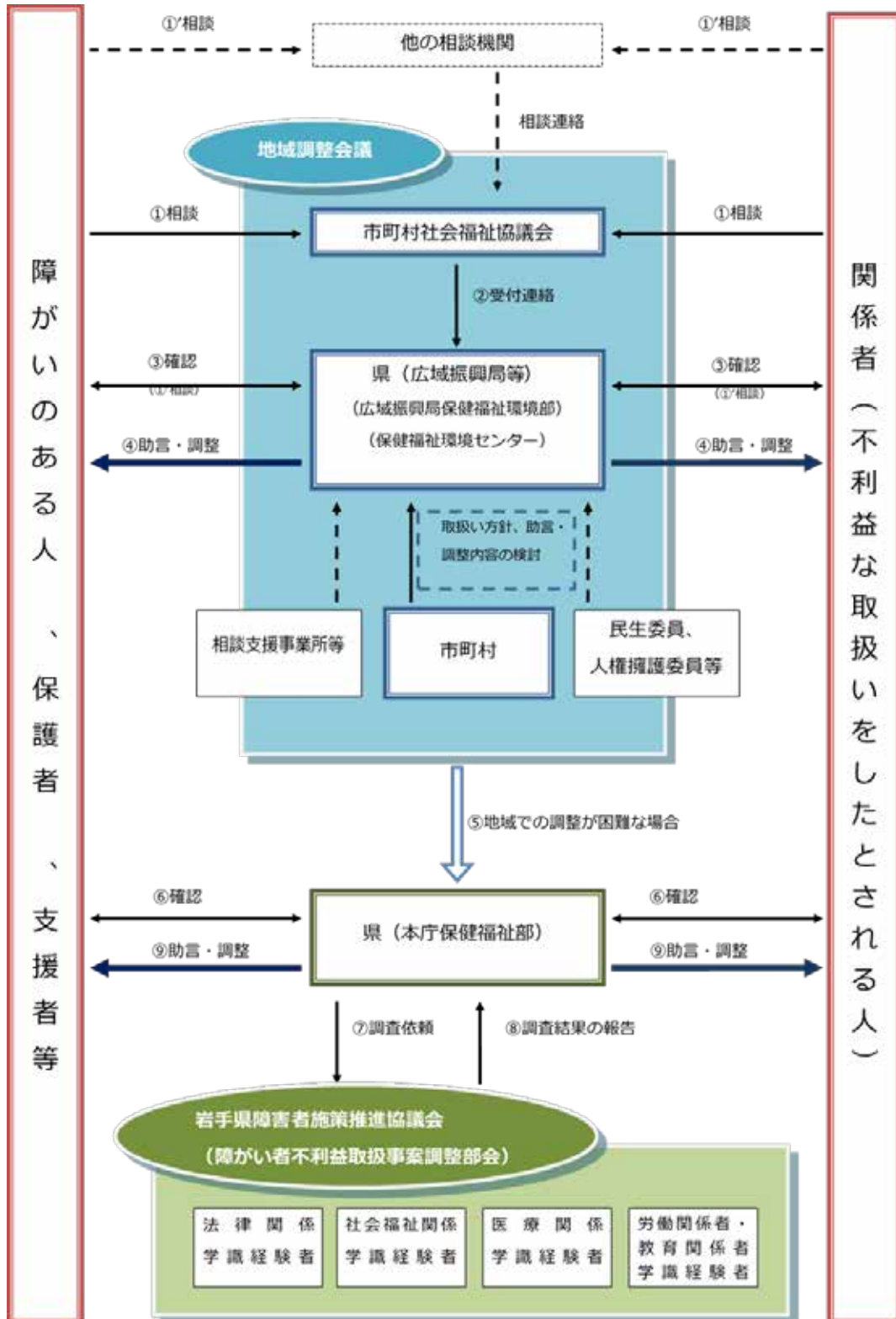
（2）岩手県における障害者差別の解消の推進に関する課題

これまで、障害者差別の案件として報告された事例は毎年数件にとどまっており、共に学び共に生きる地域づくりのため、相談窓口の周知、条例の理念等に関する継続的な制度周知が必要と考えられます。また、条例における障害者差別事案の相談窓口は社会福祉協議会となっている一方で、虐待の窓口は市町村となっており、今後、広域振興局等、市町村、社協それぞれの情報を集約するなど、連携を深めていくことが求められています。

年度別不利益な取扱いに係る相談件数

| 年度 | H 2 4 | H 2 5 |
|------|-------|-------|
| 相談件数 | 5 件 | 3 件 |

条例に基づく不利益な取扱いに関する相談体制図

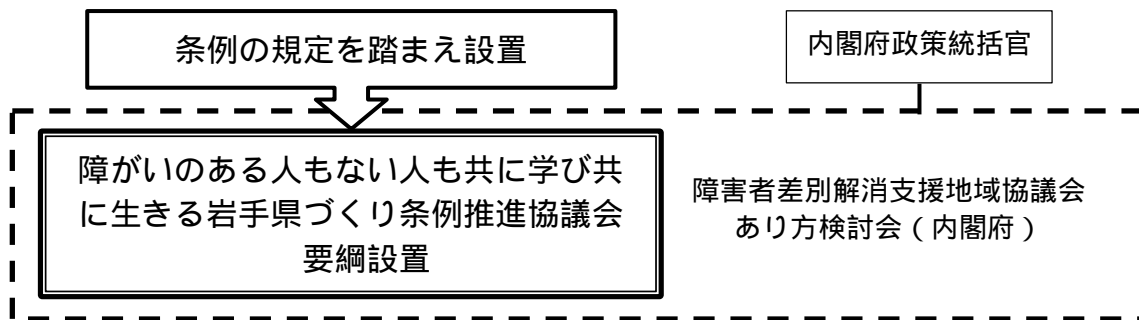


3. 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会（障害者差別解消支援地域協議会モデル会議）

(1) 設置根拠

- ・ 条例第7条及び8条を踏まえ、要綱により設置

| |
|---|
| <p>第7条（不利益な取扱いの禁止） 何人も、障がいのある人に対し、不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>第8条（虐待の禁止） 何人も、障がいのある人に対し、虐待をしてはならない。</p> |
|---|



(2) 構成メンバー（18名）は作業部会参加者

| 委員区分 | 所属等 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|----------|----------------------------|--------------------|--------|----|
| 学識経験者 | 岩手弁護士会 | 高齢者・障害者支援センター委員会委員 | 村上 力 | |
| | 社団法人岩手県医師会 | 常任理事 | 木村 宗孝 | |
| | 岩手県立大学 | 非常勤講師 | 細田 重憲 | |
| 地域福祉関係団体 | 社団法人岩手県社会福祉士会 | 虐待対応専門職委員会委員長 | 高橋 勝 | |
| | 岩手県民生委員児童委員協議会 | 会長 | 藤本 莞爾 | |
| 相談支援事業者 | 岩手県障害者地域生活支援事業連絡協議会 | 会長 | 近江 雅喜 | |
| | 岩手県障害者就業・生活支援センター連絡協議会 | 委員長 | 工藤 宏行 | |
| | 岩手県障がい者110番相談室 | 専門相談員 | 長葎 千恵子 | |
| 施設 | 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会・障がい者福祉協議会 | 幹事 | 利府 充 | |
| 権利擁護団体 | 岩手県社会福祉協議会地域福祉権利擁護センター | 所長 | 菅沼 幸夫 | |
| | 特定非営利活動法人カシオペア権利擁護支援センター | 常任理事 | 佐藤 慶之 | |
| 教育団体 | 岩手県特別支援学校連絡協議会 | 副会長 | 及川 求 | |
| 行政機関 | 厚生労働省岩手労働局 | 総務部企画室長 | 小田 昭信 | |
| | 岩手県警察本部 | 生活安全部参事官兼生活安全企画課長 | 一方井 文彦 | |
| | 盛岡市 | 保健福祉部障がい福祉課長 | 晴山 陽夫 | |
| 障がい者団体等 | 障がい者相談支援事業所「百万石」 | 所長 | 大信田 康統 | |
| | 岩手青空の会 | 運営委員 | 下道 良孝 | |
| | 心の病と共に生きる仲間達連合会キララ | 代表 | 佐々木 隆也 | |

4. モデル会議等の実施状況

(1) モデル会議等の開催経過

平成26年6月20日に第1回モデル会議において示された課題を踏まえ、岩手県における事業のテーマを「相談体制の見直し」に決定し、協議会の中から主に障がい者の相談支援に従事する委員を招集し、少人数による相談支援関係者会議において検討を実施しました。

相談体制の見直しに当たり相談支援関係者会議を2回開催し、県内の相談支援に関する現状と課題について把握するとともに、新しい相談体制のたたき台を作成、作業部会を経て第2回モデル会議において相談窓口の一元化を進める方向性を確認するとともに、来年度以降に向けた課題を整理しました。

| | 期日 | 議題 |
|---------------|----------------|------------------------------------|
| 第1回 モデル会議 | 平成26年6月20日(金) | ・ 施行後3年に係る条例の見直し検討 ・ モデル事業実施の決定 |
| 相談支援関係者 会議 | 平成26年8月7日(木) | ・ 県内の状況把握 |
| | 平成26年9月11日(木) | ・ 地域における相談体制の素案を作成 |
| 作業部会 | 平成26年12月12日(金) | ・ 素案の検討 |
| 第2回 モデル会議 | 平成26年12月25日(木) | ・ 素案の検討 |

(2) モデル会議等における課題の把握

・ 相談支援関係者会議における課題の把握

現行の体制では、障がい者の虐待事例は市町村、不利益な取扱い(差別事例)は市町村社協と、それぞれ異なる窓口で相談対応しています。

一方、障がい者に関する権利擁護の現場では、障がい者に対する虐待や不利益な取扱い(差別)は境目が曖昧であり、障がい者や障がい関係者が自身の抱える事案について相談したい時や、あるいはそれら事案が窓口機関に持ち込まれた場合などに、適切な窓口の選択や適切な対応が行われず、少なからず混乱が生じています。

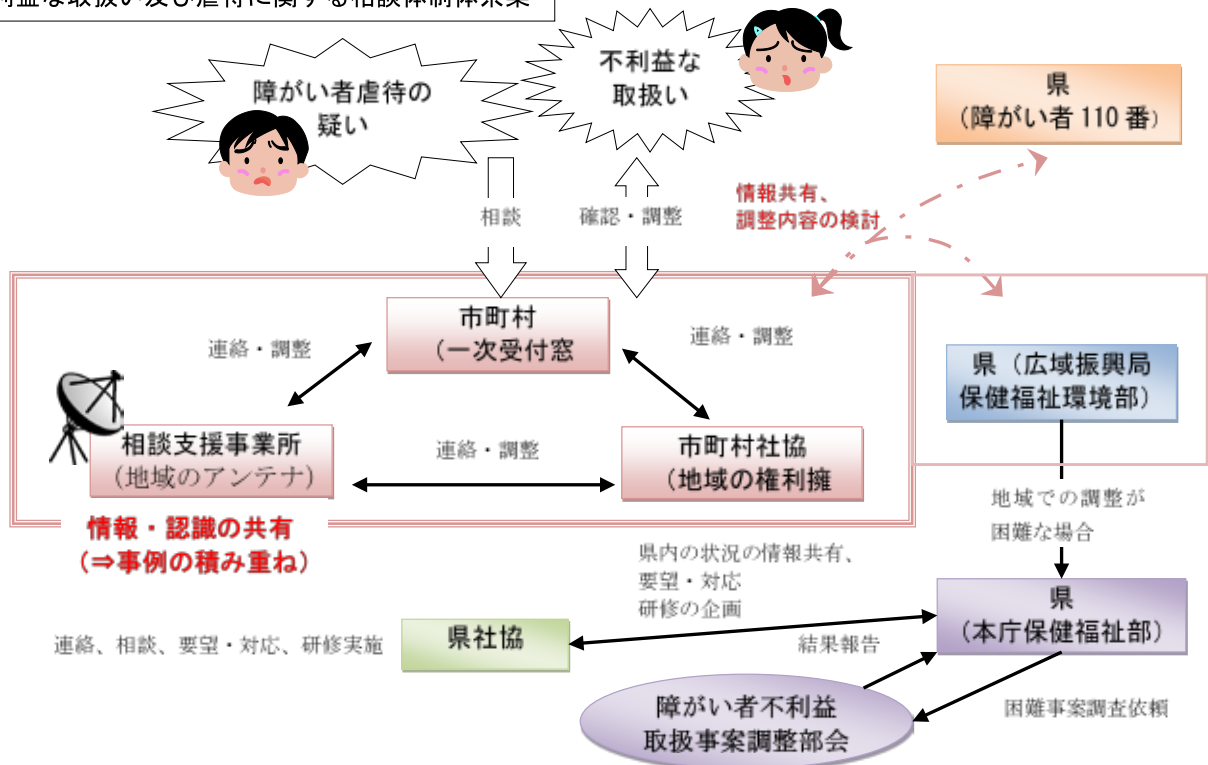
・ 不利益な取り扱い及び虐待に関する相談体制案

上記の課題に対し、相談窓口を一元化することにより、障がい者の権利擁護における現場での混乱を解消し、権利擁護に関する相談により適切に対応することが可能になり、障がい者の支援の向上につなげることができます。また、相談窓口が一元化することで、窓口が明確化し、障がい者や障がい関係者にとって相談しやすい環境を作り出し、事例の掘り起しを図ることができないか検討することとしました。

現在、虐待事案については市町村、不利益事案については市町村社協となっていますが、相談窓口の一元化を行うとした時、虐待防止法により市町村が虐待に関する通報先である旨定められていること(ただし窓口業務は委託可)、事例についての、虐待防止法や差別解消法に基づく最終的な判断は行政が行うべき(責任の所在の明確化)とい

う観点から、市町村に一元化することが望ましいとの考えから案を作成することとしました。

不利益な取扱い及び虐待に関する相談体制体系案



(3) 作業部会における課題に対する意見

・不利益な取扱い及び虐待に関する相談体制体系案について

相談を受ける時、差別と虐待が入り混じった事案に遭遇することがある。対応機関が明確になれば、たらい回しが防げるのではないかと。
 事案が適切な窓口で相談されないことも多いので、県民にとって分かりやすくなることはよいのではないかと。
 窓口は一元化しても、そこで完結は出来ない。解決のためのネットワークが必要ではないかと。

などの意見があり、相談窓口の一元化が必要という意見で一致しました。

・一元化後の課題について

障害者差別解消法では対象外となっている、一般の方による差別事案も一元化した相談窓口では受け付けるのか。
 (サポート体制について)「連絡調整」という言葉だけではなくて、年に数回担当者会議を持つなど、実効性を持たせるような取組が必要となるのではないかと。
 市町村に一元化することにより、相談窓口が分かりやすくなるということがあるが、一方で窓口を変えたことでクオリティが下がってしまうのではないかと。
 市の担当者は必ず異動がある。そこは相談支援に従事する人々がフォローし、事例や経験を積み重ねていける体制を作るべき。

相談支援事業所や市町村社協の役割について、きちんと市町村がマネジメントできるような能力がないといけない。
財源の負担はどうするか。例えば専門員の設置などは財源が不透明なかでは求めることができない。

などの意見があり、窓口を市町村に一元化する場合、人的体制や財源負担等についての課題が見込まれることから、市町村に対し意見聴取を行うなど、実現させる場合の課題の把握に努める必要があることが確認されました。

(4) 第2回モデル会議(障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会)における意見

作業部会における議論を踏まえ、現在、不利益な取扱いに関する相談は県からの委託を受けた市町村社協が受け付けていますが、障がい者の権利擁護に関する問題については、地域で解決するためのサポート体制を整備した上で、市町村が受理することとし、窓口を一元化することができないかどうか提案しました。

利用者がわかりにくい仕組みなので、相談窓口の一元化は実現すべき。
社会福祉協議会や相談支援事業者のみでは対応する機関を調整することが困難なので、行政も責任を持つ仕組みとしていただきたい。
市町村の窓口で受けたとしても、その次にどうするかという地域全体の体制の組み方を、自立支援協議会の取組を参考に考える必要がある。
障がいのある人は相談しやすいところに行く。どこが受けても連携させるような仕組みを作らなければならない。連携をどう持続させるか。
差別を受けたことを言っているのだ、という障がい者への啓発も大事ではないか。
市町村の担当者は人事異動があり専門性を高めることが難しい。また、今の市町村は年々業務が増えているが、新たな業務を処理できるのか。

などの意見が出され、相談窓口を市町村に一元化する方向で一致。今後、市町村が窓口となった時、県はどう関わるかという課題については、虐待防止法のスキームを参考にする方向で検討を進めていくこととしました。

5. 障害者差別解消に関する今後の取組について

今後、地域調整会議の仕組みの検討や市町村地域協議会の設立・運営への支援、研修等の開催によるスキルアップ、定例的に担当者会議を開催することによる顔の見える関係づくり、地域自立支援協議会等との連携・活用などにより、地域全体の課題の解決能力の向上を目指していくこととします。

また、一元化の方向性が確認されたことを踏まえ、市町村における相談窓口の設置を念頭に、人的負担や財源についても調査を行うこととします。法では、新たな職員の配置は求めず、既存の窓口で対応することとしていますが、必要に応じて、国への交付税措置の提案を視野に入れるべきと考えています。今後のスケジュールとしては、平成27年度の前半を目途に、相談体系案の最終調整、市町村との意見交換・調整を経て、相談体制の体系を確定し、各種マニュアルを整備するとともに、平成28年度から新体制での相談受付を開始することとします。

6 . 資料

障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例

平成22年12月14日岩手県条例第59号

これまで本県においては、障がいのある人の福祉向上のための様々な取組が行われ、障がいについての県民の理解は徐々に深まりつつある。

しかしながら、依然として、障がいのあることを理由に、障がいのある人を区別する意識やこれに基づいた社会における制度が存在し、障がいのある人の社会参加を妨げる障壁となっている。

私たちは、このような状況を憂慮し、これまで障がいのある児童等と障がいのない児童等が分け隔てなく教育を受けられる機会の拡充が十分に図られていなかったことや障がいのある人に対する誤解、偏見、理解の不足等を解消するための取組が十分に行われていなかったこと等が一因となって様々な障壁を生み、障がいのある人の地域社会への参加を妨げてきたということを改めて認識しなければならない。

今、全国を上回る速度で少子高齢化が進み、地域の担い手が減少していく中であって、今後、本県が持続可能な社会を構築していくためには、障がいのある人もない人もそれぞれが地域における役割を担い、共に生きる地域づくりを早急に進めていく必要がある。そのためには、すべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加することができるよう、共に学び共に生きる中で、将来の地域づくりを担うかけがえのない人材に対する正しい知識の普及と理解の促進を図り、障がいのある人に対する不利益な取扱いを解消することが必要である。

ここに私たちは、障がいのある人と障がいのない人とが互いに個人の権利を尊重し合いながら心豊かに主体的に生活することができる地域づくりを目指すことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる地域づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する身体障害、知的障害又は精神障害、高次脳機能障害その他これらに準ずる障害があることに伴い、その時々 of 社会的環境において求められる能力又は機能に達しないことにより、継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。
- (2) 不利益な取扱い 障がいがあることを理由として不利な区別、排除及び権利の制限をすること並びに障がいのない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようになるための必要かつ合理的な配慮(社会通念上相当と認められる程度を超えた人的負担、物的負担、経済的負担その他の過重な負担を課するものと認められる場合を除く。)をしないこと。

(基本理念)

第3条 障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消は、障がい

のある人自らが選択した地域において生活し、地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する権利を尊重することを基本として、行われなければならない。

- 2 障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消のための取組は、不利益な取扱いの多くが、障がいに対する誤解、偏見、理解の不足等に起因するものであることにかんがみ、障がいについての理解を深めることを基本として、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、当該市町村の地域の特性に応じて、それぞれの立場において、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を推進するよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第6条 県民及び事業者(以下「県民等」という。)は、障がいのある人が、地域の一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるよう、支援に努めることにより、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域づくりに努めるものとする。

- 2 県民等は、基本理念にのっとり、障がいについての理解を深め、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消並びに県及び市町村が実施する障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策への協力に努めるものとする。
- 3 県民等は、障がいのある人の家族に対して必要な配慮をするよう努めるものとする。
- 4 障がいのある人は、自らの障がいの特性及び障がいのあることによる生活上の困難について県民等に伝え、理解が得られるよう努めるものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第7条 何人も、障がいのある人に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(虐待の禁止)

第8条 何人も、障がいのある人に対し、次に掲げる行為(以下「虐待」という。)をしてはならない。

- (1) 障がいのある人の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 障がいのある人にわいせつな行為をすること又は障がいのある人をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 障がいのある人を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の障がいのある人を養護すべき義務を著しく怠ること。
- (4) 障がいのある人に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がいのある人に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (5) 障がいのある人の財産を不当に処分することその他当該障がいのある人から不当に財産上の利益を得ること。

(交流機会の拡大等)

第9条 県は、障がいのある人と障がいのない人との交流の機会の拡大及び充実に努めるとともに、障がいのある人と障がいのない人との交流の場への積極的な参加を促進するために必要な措置を講ずる

よう努めるものとする。

(職員の育成)

第10条 県は、障がいのある人に対する支援を適切に行うため、医療、保健、福祉、教育等の業務において、障がいに関する専門的知識を有する職員の育成を図るとともに、すべての職員が障がいについての知識及び理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供及び意見の聴取)

第11条 県は、障がいについての理解の促進に資する情報を県民等に対し提供するとともに、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する普及啓発に努めるものとする。

2 県は、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関し、県民等から意見を求め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育の支援体制の整備及び充実)

第12条 県は、障がいのある人もない人も共に生きる地域づくりの推進に果たすべき教育の役割の重要性にかんがみ、障がいのある人が障がいのない人と共に学び、必要な教育を受けることができるよう、教育の支援体制の整備及び充実に努めるものとする。

(相互連携)

第13条 県は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策の推進に当たっては、障がいのある人の団体その他の社会福祉関係団体(以下「関係団体」という。)及び市町村と緊密な連携を図るものとする。

(関係団体等への支援)

第14条 県は、県民等及び関係団体が自発的に行う障がいについての理解を深め、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に資する活動を促進するため、必要な施策を実施するものとする。

(不利益な取扱い等に関する相談、助言等)

第15条 県は、障がいのある人に対する不利益な取扱い及び虐待に関する相談に応じ、これに対する助言及び調整等必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成23年10月25日岩手県条例第71号)

この条例は、公布の日から施行する。(略)

障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり
条例推進協議会設置要綱

(設置)

第1 関係機関等の協力体制の整備及び充実に図ることにより、障がい者に係る虐待防止及び不利益の解消(以下「障がい者虐待防止等」という。)の取組を進めるため、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 岩手県障がい者虐待防止ガイドラインの策定に関すること。
- (2) 関係機関等の協力体制の整備及び充実強化に関すること。
- (3) その他、協議会において検討が必要とされた事項

(構成)

第3 協議会は、学識経験者、地域福祉関係団体、相談支援事業者、障がい者施設、権利擁護団体、教育団体、商工業団体、行政機関及び障がい者団体等のうちから岩手県保健福祉部長が選任する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、選任の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4 協議会に委員長を置き、委員の互選とし、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長とする。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、委員長が招集する。

(作業部会)

第6 障がい者虐待防止対策等に係る特定の課題について、協議及び検討をするため、委員会の下に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、岩手県保健福祉部長が選任する委員をもって構成する。

3 作業部会には部会長を置き、委員の互選とし、副部会長は委員のうちから部会長が指名する。

4 部会長は、会務を総理し、作業部会の会議の議長とする。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 作業部会の会議は、部会長が招集する。

(委員以外の出席)

第7 委員長又は部会長は、必要であると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第8 協議会及び作業部会の庶務は、岩手県保健福祉部障がい保健福祉課において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会及び作業部会の運営に必要な事項は、委員長又は部会長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成22年9月29日から施行する。

2 第5及び第6の6の規定に関わらず、最初の協議会及び作業部会の会議は、岩手県保健福祉部長が招集する。

附 則(平成26年3月17日改正)

この要綱は、平成26年3月17日から施行する。